

和解の解説

損保ジャパンとの訴訟の和解の解説

弁護士 小川治彦

古賀功一氏が損害保険ジャパン日本興亜株式会社を被告として、横浜地方裁判所に提訴した名誉毀損、営業妨害等に基づく損害賠償請求事件（横浜地方裁判所平成26年（ワ）第1373号）につき、平成27年3月9日に和解が成立したので、その和解条項について解説する。

第1 和解条項

成立した和解の和解条項は以下のとおりである。

- 1 原告と被告は、施術料について双方の見解が相違した場合には、多様な算定基準が存在することに留意し、真摯に対応することとする。
- 2 被告は、原告に対し、施術料として金50000円の支払い義務があることを認める。
- 3 被告は、原告に対し、前項の金員を平成27年3月31日限り、[]支店の原告名義の[]口座 []に振り込む方法により支払う。
- 4 原告は、その余の請求を放棄する。
- 5 原告及び被告は、原告と被告との間には、本和解条項に定めるものほかに何らの債権債務がないことを相互に確認する。
- 6 訴訟費用は、各自の負担とする。

第2 解説

1 背景

柔道整復師の施術料については「特定の算定基準」が無く、「必要かつ妥当な実費とする」とされており、本来は、不当に高額なものでない限り、各柔道整復師においてある程度自由に施術料を設定できるはずである。ところが、交通事故における損害保険会社では、柔道整復師側が設定した基準を否定し、自らが設定した「目安料金」を柔道整復師に強要する例がこれまでしばしば見受けられた。

こうした中、本件は、損害保険会社である損保ジャパンが神奈川県の柔道整復師に同社が設定した目安料金による施術料による請求を依頼した際、当該柔道整復師が検討する旨の発言をしたことを受け、自分の会社の基準以外を不可とする被告が、交通事故の被害者に対し、原告の柔道整復師の施術を受けないように受診妨害をするに至った、極めて悪質な事案である。損害保険会社が自らの優越的な地位を利用して、被害者に働きかけを行って受診妨害をし、現に当該柔道整復師の施術を受けていた被害者2名とその施術を希望していた別

の被害者に当該柔道整復師の整骨院での施術を勧めさせ、他の整骨院へ転院させたのである。

受診妨害された柔道整復師は、損保ジャパンによる受診妨害の再発を防止するために、損保ジャパンの担当者による患者への働きかけ（具体的には「当該柔道整復師の施術料が高い」と述べていた）が名誉毀損や営業妨害にあたるとして提訴に踏み切った。

2 和解に至る経緯

本件では、損保ジャパンの交通事故の示談交渉の担当者が交通事故の被害者に対して、同社の基準（労災保険基準×定率額）と異なる、古賀氏の施術料が高いと述べて、整骨院を変更するように申し向けたことが古賀氏に対する名誉毀損、営業妨害にあたるかどうかが問われた事案である。

被告側は、一貫して、被告における目安料金との差額が本件事故と相当因果関係のある損害として認定されない可能性があるため、施術内容、施術期間によっては患者の負担となる可能性があることや、当該整骨院に施術料を直接支払うことは困難であることを被害者に説明したうえで、当該整骨院に通所するのであれば公的保険ないし社会保険の利用によって負担の軽減をはかったうえで施術費の立て替え払いをしてもらうか、それが困難であれば、他の医療機関もしくは整骨院への通院をお願いするようになっていたに過ぎず、名誉毀損や営業妨害をしていないと主張していた。

2月27日に実施された証拠調べでは、実際に被告の担当者から発言を聞いた当の被害者が古賀氏の施術料が高いため、別の整骨院に通院するように促されたことを明確に証言した。また、発言をしたとされる担当者が退職しているとのことで、その上司に当たる人物の証人尋問と、原告である古賀氏本人尋問が実施された。

尋問終了後、裁判所は審理を終結するとともに判決期日を指定したうえで、双方に和解勧告した。

2月27日と3月9日に行われた和解の話し合いの過程で裁判所は、本件で被告側が自分達の目安料金を被害者に強要しようとしたことは明らかだと考えているとの心証を開示したうえで、本件限りの解決ではなく、将来的にも被告に対して何らかの縛りをかけるような和解をしたらどうかと提案された。原告側としては、被告が自分達の目安料金を強要し、それに応じない整骨院を変更させるよう患者に働きかけることを防止したいと考えていたため、裁判所に提案に応ずることとした。

その結果、冒頭の和解条項による和解が成立した。

3 第1項の解説

この条項は、原告と被告が施術料について、双方の見解が相違した場合に、多様な算定基準が存在することに留意して、真摯に対応することを約束するものである。

冒頭で述べたとおり、柔道整復師の施術料については「特定の算定基準」が無く、「必要かつ妥当な実費とする」とされているから、本来は、不当に高額なものでない限り、各柔道整復師においてある程度自由に施術料を設定できるはずである。しかるに、多くの保険会社は、目安料金なるものを設定し、それを柔道整復師に強要しようとする事態がしばしば生じてきた。

本件はまさに被告による目安料金を原告に強要しようとした際の被告の担当者の発言が名誉毀損や営業妨害になるとして提訴されものである。和解条項の第1項は、将来、こうしたことを防止するために設けられた条項であり、柔道整復師の側が保険会社に自分達の施術料の基準を押しつけたり、強要したりすることはほとんど考えられることから、ここで問題となっているのは、損保ジャパンによる目安料金の強要であり、それについて、強要をせずに「真摯に対応する」ことを約束したものである。つまり、訴訟上の正式な書類であるため、公平な書き方の体裁をとっているが、その実、この条項は、損保ジャパンが、原告に対して、自らの目安料金を強要することはしないことを約束した条項と読み替えることができる。

この条項は、本件で問題となった事件を超えて、将来のすべての原告から被告に対する請求に適用されることから、その意義は大きい。

もちろん今後も、被告が目安料金を強要しようとすることが考えられるが、その際、この条項は、それを阻止するための大きな武器となる。本件と同じような事態が生ずれば、当然、この和解条項の違反となり、損害賠償請求の根拠となり得るのであり、当方にとって今後のより所となる重大な意味をもつ条項である。

本来、訴訟というのは、その一回限りの出来事について、損害賠償を支払ったりすることで決着し、将来のことについて双方が縛られることはないと一般的である。本件で仮に、裁判所が判決で相手に損害賠償請求を命じたとしても、相手は、それは担当者が不用意な発言をしたことが問題だっただけで、目安料金を強要することには何の問題もないと言い張れてしまうことができる。ところが、この和解条項は、将来的に被告を拘束するものであり、判決で慰謝料請求が認められる以上の意味を有することになる。

4 第2項の解説

次に、第2項は、本件で問題となり、被告が支払いを拒んでいた施術料の支払いについて、金5万円の支払い義務を認めた条項である。

これも実は、被告の目安料金の強要と関わっている。本件訴訟以前に被告側は、原告からの施術料の支払いを拒否し、自らの目安料金以上のものは一切支払わない」と主張していた。また、訴訟の中でもいかに自らの目安料金が適正かをとうとうと論じていた。

しかるに、この条項は、被告の目安料金を超える金額を、「施術料」として、認めたもので、その意義は大きい。つまり、この条項により、被告は、目安料金を超える金額を施術料として支払うことに応じた先例を作ったことになる。第1項と併せて、損保ジャパンに対して、目安料金以外の請求をしていく大きなより所となる。

5 その他の条項の解説

その他の条項は、一般的に和解する場合に入るものであり、とりたてて解説するべき点はない。

6 本件和解の評価

以上のとおり、本和解は、損保ジャパンによる目安料金の強要について、柔道整復師側に戦う武器を与えた極めて重要な意義を持つ。以上

アンダーライン当会記